

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年總理府令第百三十三号）（第十条関係）

	改 正 案	現 行
第四十六条 (略)	(損益及び剩余金計算書の区分)	(損益及び剩余金計算書の区分)
4 (略)	2 當業収益及び當業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に 関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸 収入、不動産売却損益、受託者報酬、委託者報酬、減損損失（當業費用の性質を有する場合に限る。）その他の収益又は費用の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。 3 特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失は、前期損益修正損益、減損損失（特別損失の性質を有する場合に限る。）、災害による損失その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。 4 (略)	2 當業収益及び當業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に 関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸 収入、不動産売却損益、受託者報酬、委託者報酬その他の収益又は費用の性質を示す適當な名称を付した項目に細分しなければならない。 3 特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失は、災害による損失、前期損益修正損益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。